

平成 30 年 6 月 26 日

## 地域密着型サービス事業所 「デイサービス守谷リハビリテーションセンター」の指定更新について

介護保険法上、市町村長は、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとあります。(介護保険法第 78 条の 2 第 7 項、介護保険法第 115 条の 12 第 5 項)

これを受け当市は、守谷市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第 8 条において、地域密着型サービス（以下「サービス」という。）の指定、サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関し市長に対し意見を述べるため並びにサービスの質の確保及び運営評価その他市長がサービスの適正な運営のために必要であると判断した事項について協議するため、協議会にサービスの運営に関する委員会を置いております。

### 協議事項

現在守谷市で指定地域密着型サービス事業所に指定しております「デイサービス守谷リハビリテーションセンター」が、平成 30 年 7 月 29 日に指定有効期間満了となるため、株式会社スターティングアゲインより平成 30 年 5 月 16 日付けで指定更新申請が提出されました。これに伴い「地域密着型サービスの運営に関する委員会」としての御意見をお願いいたします。

- |           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 1 事業所名    | デイサービス守谷リハビリテーションセンター          |
| 2 事業所の所在地 | 茨城県守谷市御所ヶ丘二丁目 11 番地 2 山田ビル 1 階 |
| 3 サービスの種類 | 地域密着型通所介護                      |
| 4 指定の更新日  | 平成 30 年 7 月 30 日               |
| 5 指定の有効期限 | 平成 36 年 7 月 29 日               |

- ・ 現行と同じく地域密着型通所介護事業所として申請がありました。申請のあった「デイサービス守谷リハビリテーションセンター」は、利用定員が 10 名です。書類審査及び現地確認（平成 30 年 6 月 6 日実施）を行い、指定基準に適合していることを確認しております。
- ・ 資料として、事業所概要を添付しております。

## 事業所概要

### 「デイサービス守谷リハビリテーションセンター」

- 1 申請者名 株式会社 スターティングアゲイン
- 2 主たる事務所の所在地 茨城県守谷市百合ヶ丘三丁目 2789 番地の 11
- 3 法人代表者氏名 代表取締役 山本泰三
- 4 事業所名 デイサービス守谷リハビリテーションセンター
- 5 事業所の所在地 茨城県守谷市御所ヶ丘二丁目 11 番地 2  
山田ビル 1 階
- 6 サービスの種類 地域密着型通所介護
- 7 指定年月日 平成 28 年 4 月 1 日
- 8 指定の有効期限 平成 30 年 7 月 29 日
- 9 利用者数 10 人
- 10 サービス提供時間 午前 9 時 00 分から午後 12 時 05 分  
午後 1 時 30 分から午後 4 時 35 分
- 11 従業者数 5 人
- 12 事業の目的

要介護者（要介護 1～5）にある高齢者に対し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練のサービスを提供することを目的とする。

#### 13 運営の方針

- (1) 地域密着型通所介護の提供に当たっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### 14 事業所の特徴

当該事業所はリハビリ特化型の地域密着型通所介護事業所で、約 3 時間のサービス提供時間の中で機能訓練に重点を置いている。具体的には、理学療法士による機能訓練や器具を活用することで日常生活動作及び運動機能の維持・向上を図っている。